

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 東京都環境影響評価条例による見解書………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出………（産業労働局農林水産部水産課）…四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請………（同）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………（同）…六

告示

●東京都告示第千五百四十八号
 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
 平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一日時 平成二十六年十二月十日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社新日本住宅

(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 伸宏

(三) 主たる事務所の所在地 練馬区練馬一丁目五番二号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第七九二二三号

(五) 免許年月日 平成二十二年十二月八日

●東京都告示第千五百四十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、大手町一丁目2地区開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 三井物産株式会社
 代表取締役社長 飯島 彰己
 千代田区大手町一丁目二番一号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 孤田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

大手町一丁目2地区開発事業

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区大手町一丁目2地区に位置する計画地において、業務機能や文化・交流機能を持ち、環境性能及び防災機能を備えた複合用途建築物を建設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十一月二十五日から同年十二月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課
 千代田区九段南一丁目二番一号

表2(2) 事業段階関係区長(千代田区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
項目：景観 評価書案のとおり対応されたい。		評価書案に記載しましたとおり、計画地西側(皇居側)に大規模なオーブンスペース・緑地空間を整備することにより、皇居の水と緑との調和を図るなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	
項目：史跡・文化財 評価書案のとおり対応されたい。		評価書案に記載しましたとおり、計画地南側の敷地境界に隣接する東京都指定文化財である「将門塚」に対して、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう反囲いを設置するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施いたします。	
項目：環境保全のための措置(施設事項) 防風植栽について、想定外の風が発生した場合の措置の検討状況を教示されたい。		防風植栽は、強風にも耐えられるよう十分な根入れ深さを確保するとともに、樹木支柱による倒木を防ぐ対策を実施いたします。また、事後調査において防風植栽の維持管理について確認し、必要に応じて補植等の追加対策を講じてまいります。	
項目：その他 神田地域のまちづくりについて、影響はない。		評価書案に記載しましたとおり、千代田区等の環境保全に関する計画等の内容に記載して、事業を進めてまいります。	

表3 事業段階関係区長(中央区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
項目：施工計画 工事用車両の走行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全を確保してください。		工事用車両の走行ルートは、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や歩行者等の安全に配慮するなど交通安全の確保に努めます。	
工事用車両及び開発交通量の増加に伴い、周辺の交通渋滞が懸念されるので、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めてください。		工事用車両及び開発交通量の増加について、関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止に努めます。	
項目：その他 本事業に関する工事車両・風環境、景観その他環境影響についての苦情・相談の受付窓口を併設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにしてください。		工事の施工中は、住民等からの苦情・相談の受付窓口を設置し、苦情等に対して速やかに対応ができる体制を確保します。また、工事の完了後も誠意をもって対応します。	

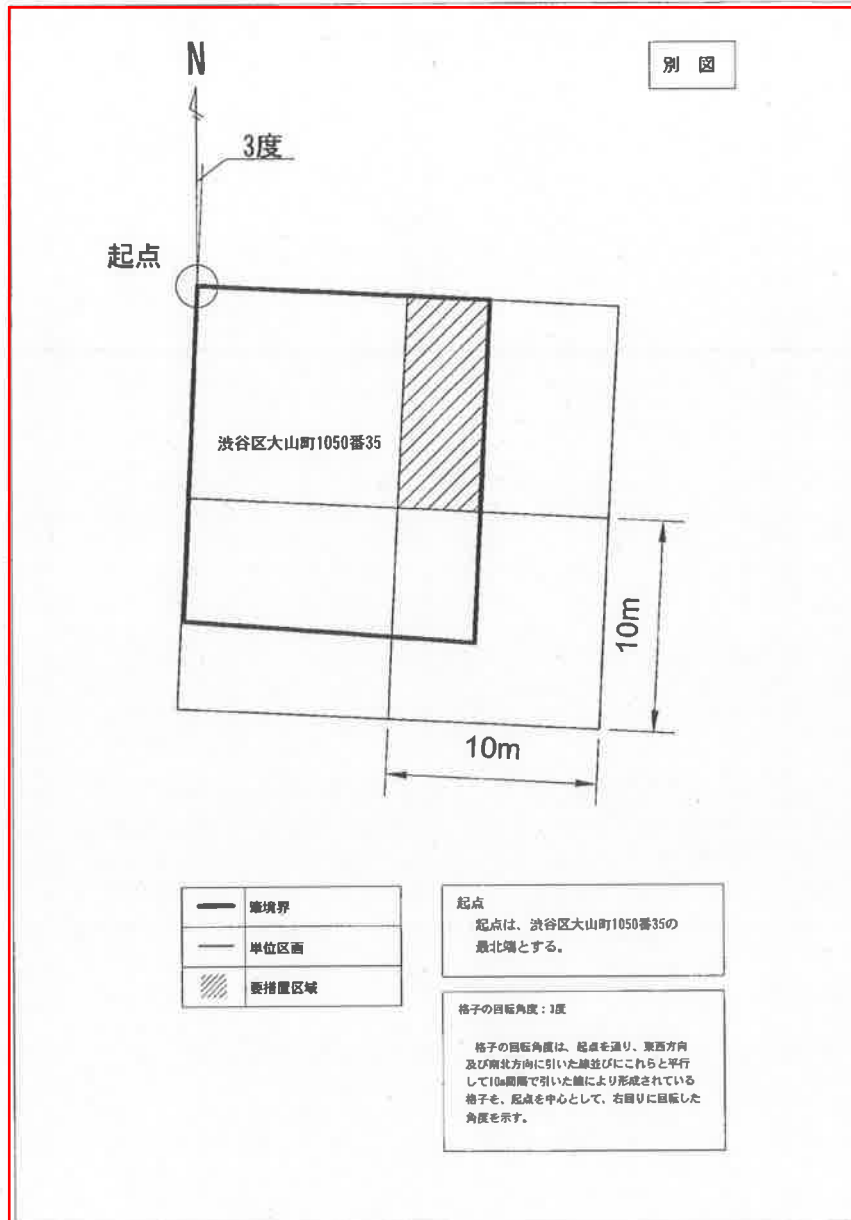
●東京都告示第千五百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり(渋谷区大山町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスナー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



●東京都告示第千五百五十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めため
の届出があったので、令第五条第三項の規定により、次の
とおり届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

加入区 発起人の住所
の名称 及び氏名
法第百十三
条第一項の
申出をする
漁業協同組
合の名称
縦覧期間 縦覧場所

にいじま漁業協同組合	にいじま漁業協同組合	平成二十六年十一月二十五日	新島村若郷八十三番地
新島村若郷四番十三号	新島村本村五丁目四番十号	平成二十六年十一月九日まで	にいじま漁業協同組合
北村 好太郎	河原 朗		

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり